

○印西市介護保険条例

平成12年 3月15日 条例第4号

改正

平成15年 3月 4日 条例第5号
平成18年 3月24日 条例第8号
平成20年 3月25日 条例第8号
平成21年 3月27日 条例第8号
平成22年 3月17日 条例第51号
平成24年 3月28日 条例第8号
平成25年10月 4日 条例第36号
平成27年 3月18日 条例第6号
平成27年 4月10日 条例第27号
平成27年12月22日 条例第40号
平成28年 3月17日 条例第14号
平成29年 3月21日 条例第10号
平成30年 3月26日 条例第7号

印西市介護保険条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、市における要介護者及び要支援者（以下「要介護者等」という。）の介護及び自立支援に関する施策の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及びその他の関係する法令の例による。

(市の責務)

第3条 市は、高齢者福祉計画との調和が保たれた介護保険事業計画を策定するものとする。

2 市は、次に掲げることに配慮しつつ、介護サービスに関する事業を行う者（以下「介護サービス事業者」という。）との連携により、介護保険事業の円滑な実施に努めるものとする。

- (1) 要介護者等がより健全で安らかな生活を送ることができるよう支援すること。
- (2) 要介護者の保健、医療及び福祉サービス（以下「サービス」という。）の選択及び自己決定を尊重すること。
- (3) 要介護者等の自立に向けた支援を図ること。
- (4) 要介護者等に対し公平で適正なサービスを提供すること。
- (5) 保健、医療及び福祉の連携によりサービスを総合的に提供すること。

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、当該保険料の減免の事由となった前条第1項各号の事由がすべて消滅したときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第17条 第1号被保険者は、毎年度6月30日まで（保険料の賦課期日後に当該被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、当該被保険者本人の所得状況及び当該被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(印西市介護保険等運営協議会の設置)

第18条 介護保険事業の円滑な実施を図るため、印西市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第19条 協議会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 被保険者の代表 4人以内

(2) 介護に関し学識経験を有する者 4人以内

(3) 介護サービスに関する事業に従事する者 4人以内

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 協議会に、会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

第20条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料を科する。

(1) 法第12条第1項本文の規定による届出をせず（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされた場合を除く。）又は虚偽の届出をした者

(2) 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者

(3) 正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第22条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第23条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。